

別記第八十一号様式（第五十九条関係）

- 1 この証明書は、名義人に対し、旅券の代わりとなる旅行証明書を与えることのみを目的として発給する。この証明書は、名義人の国籍を証明するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものでもない。
- 2 名義人は、この証明書の有効期間内に日本国に戻ることを認められる。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。
- 3 この証明書は、全ての国について有効である。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。

（表紙裏面）

難民旅行証明書

（1951年7月28日の条約）



日本国
出入国在留管理庁

（表紙）

(第一枚目表)

- 4 名義人がこの証明書の発給国以外の国に居住するに至った場合において新たに旅行することを希望するときは、名義人は、居住国の権限のある機関に対し、新たな旅行証明書の発給を申請しなければならない。

日本国

出入国在留管理庁長官

(第一枚目裏)

難民旅行証明書		
姓	発行国	旅行証明番号
名		
国籍・地域	出生地	
生年月日		
性別		
発行年月日	発給機関	
有効期間満了日	名義人自署	
(4ページも参照)		

有効期間の延長

1 有効期間満了日

延長措置を許可した日

この証明書の有効期間を
延長する機関の署名及び
スタンプ

2 有効期間満了日

延長措置を許可した日

この証明書の有効期間を
延長する機関の署名及び
スタンプ

4

(第二枚目裏)

証
書

3

(第二枚目表)

査証

6

(第三枚目裏)

査証

5

(第三枚目表)

査証

8

(第四枚目裏)

査証

7

(第四枚目表)

査証

(第五枚目裏)

査証

(第五枚目表)

査証

12

(第六枚目裏)

査証

11

(第六枚目表)

査証

(第七枚目裏)

査証

(第七枚目表)

査証

16

(第八枚目裏)

査証

15

(第八枚目表)

査証

18

(第九枚目裏)

査証

17

(第九枚目表)

査証

(第十枚目裏)

査証

(第十枚目表)

査証

22

(第十一枚目裏)

査証

21

(第十一枚目表)

査証

24

(第十二枚目裏)

査証

23

(第十二枚目表)

査証

26

(第十三枚目裏)

査証

25

(第十三枚目表)

査証

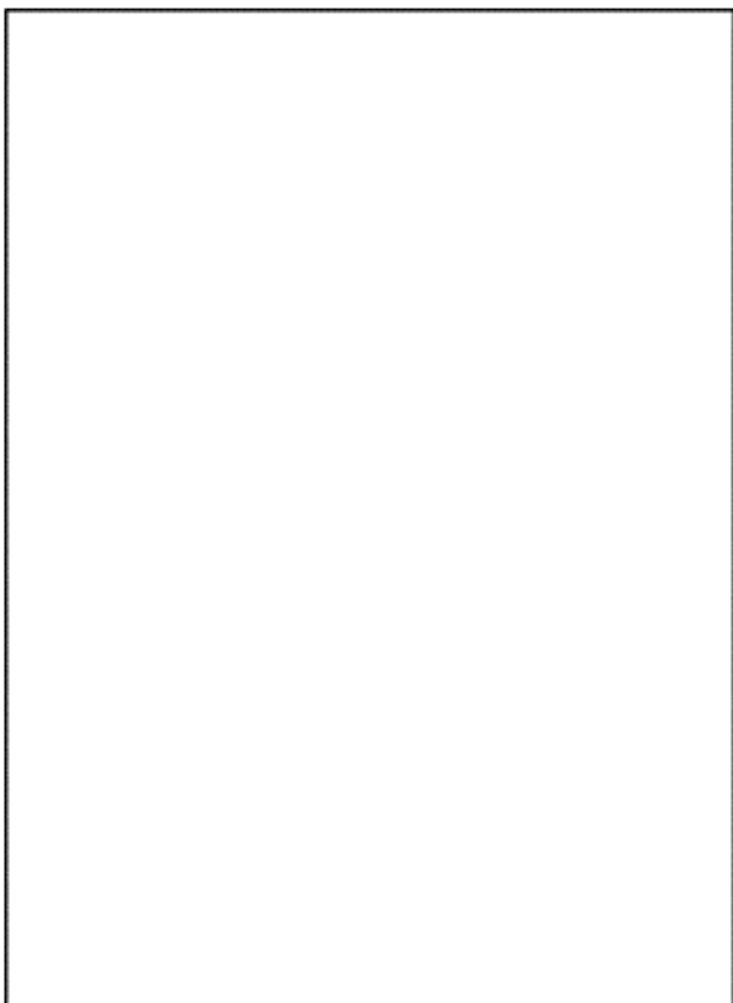
28

(第十四枚目裏)

査証

27

(第十四枚目表)



(裏表紙)



(裏表紙裏面)